

令和5年第10回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和5年10月17日(火) 午後1時15分

東浦町勤労福祉会館 会議室2

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和5年第9回定例会会議録承認

日程第 2 議案第30号 令和5年度(対象年度:令和4年度)東浦町教育委員会事務点検・評価報告書について 【各 課】

日程第 3 議案第31号 東浦町教育委員会名義後援について「子どもたちの未来応援企画『親子で参加金融教育カードゲーム マネークエスト』」 【学校教育課】

日程第 4 教育長報告

日程第 5 教育委員報告 学校訪問(東浦中学校・卯ノ里小学校)

日程第 6 報告第17号 令和5年第3回東浦町議会定例会における一般質問及び回答について 【教 育 部】

日程第 7 報告第18号 東浦町地域学校協働本部設置要綱の制定について 【生涯学習課】

日程第 8 報告第19号 東浦町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について 【生涯学習課】

日程第 9 各課報告

閉 会

時 分

次回

第11回定例会

令和5年11月13日(月) 午前9時30分

場所 東浦町役場 西会議室1(北側)

自由討議

議案第 30 号

令和 5 年度（対象年度：令和 4 年度）東浦町教育委員会事務点検・評価
報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、資料 1 のとおり令和 5 年度東浦町教育委員会事務点検・評価報告書を議会に提出するものとする。

令和 5 年 10 月 17 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 31 号

東浦町教育委員会名義後援について

次の事業について、東浦町教育委員会名義後援を承認するものとする。

令和 5 年 10 月 17 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

事業の名称 子どもたちの未来応援企画『親子で参加金融教育カードゲーム
マネークエスト』

事業の主催 東京海上日動あんしん生命保険株式会社

実施日 令和 5 年 11 月 23 日から令和 5 年 12 月 24 日までのうち 5 日間

場 所 東浦町勤労福祉会館

対 象 東浦町に住む小学生の親子

提案理由

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準に基づき、提案するものである。

様式第1号（第2条関係）

東浦町名義後援承認申請書

2023年 9月 21日

申請団体名 東京海上日動あんしん生命保険（株）

代表者 住所 〒100-0004

東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー

氏名 川本哲文

電話 0120-016-234

東浦町名義後援申請取扱要綱第2条第1項の規定に基づき、下記の事業について東浦町の
名義後援を申請します。

記

1 事業の名称

子どもたちの未来応援企画 「親子で参加金融教育カードゲーム マネークエスト」

2 事業の目的

小学生から人生に必要なお金の知識を考えるきっかけ作りをして、楽しくお金の仕
組みを学んで頂きお金と正しく向き合える未来作りに貢献したい。

大人でも中々お金のことを学んだり知ったりする機会が少ないため、親子で学び
そのご家庭の人生設計を応援したい

3 実施開催期間

令和 5年 11月 23日（木祝）～令和 5年 12月 24日（日）の内5日間

4 実施時間

各日9時30分～11時30分

5 実施場所

東浦町勤労福祉会館・研修室1



- 6 参加者対象 東浦町に住む小学生の親子
② 対 象 者 小学生の子を持つ子育て世帯
②参加人員 1日10名×5日間＝50人
- 7 収支予算書 ①無料
②有料 大人 円、小人 円
※参加費無料のため収支なし
- 8 安全対策 親子でカードゲームをするのみなので
危険な行為はなし
- 9 協賛予定 なし
- 10 他の後援予定 なし
- 11 その他 過去に名古屋市、東海市、知多市、半田市で開催済み
トータル180組の親子に集まっていただきました。
告知方法としては、クラス毎に分けたチラシを各小学校
へお持ちし保護者から申し込み。

東浦町教育委員会 御中

金融教育カードゲーム「マネークエスト」事業計画書

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

取締役社長 川本 哲文

担当者 増田 達也

令和5年11月23日～12月24日まで東浦町在住の小学生とその保護者向けに
金融教育カードゲーム「マネークエスト」を開催いたします。

(計5日間を予定)

※前回は半田市にて開催しキャンセル待ちが50組出るほど

お申込みをいただきました。

- ① 事業目的:小学生や子を持つ親世代が人生に必要なお金の知識を考えるきっかけ作りをして、楽しくお金の仕組みを学んで頂きお金と正しく向き合える未来作りに貢献するため。
- ② 事業の内容:親子でカードゲームを通じて楽しく遊びながら、「お金を守る増やす貯める」を学び、目標や課題に対してクリアするために親子で考えて、日常ではあまり話さない、お金のことをゲームを通じてコミュニケーションを図る

③ 会場： 東浦町勤労福祉会館（研修室1） 9:30～11:30 まで

会場費（1日、600円×5日間）

参加者からは費用はいただきません。本事業で発生する費用は、この会場費のみ
で会場費は弊社がすべて負担いたします。

④ 申し込み方法：児童が小学校から持ち帰ったチラシに記載している二次元コード
（QR コード）を保護者が読み取り保護者から申し込み。申込後は弊社担当者より
保護者へメール返信。

⑤ 募集組数：各日親子3組10名予定

東浦町教育委員会 御中

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

取締役社長 川本 哲文

担当者 増田 達也

金融教育カードゲーム「マネークエスト」収支予算書

令和5年11月23日～12月24日までの内5日間で東浦町在住の小学生とその保護者向けに金融教育カードゲーム「マネークエスト」を開催いたします。

会場： 東浦町勤労福祉会館 研修室1（1日600円）×5日間 計3,000円

会場費は弊社で負担。参加者からは費用は一切たきません。

本事業で発生する費用は、この会場費のみ

○収支予算

・収入の部 0円

・支出の部 会場費 600円×5日間 計3,000円（弊社で負担）

以上

東浦町教育委員会後援 子どもたちの未来応援企画

親子で参加！金融教育カードゲーム

参加費
無料



マネークエストは、お子様の金融リテラシー向上を目的としたカードゲームです。ゲームを通じて、お金のこと（貯める、守る、増やす）や、目標に対して挑戦したり、考えることなど人生のことも楽しく学べます。

人生を冒険と捉え、色々なミッションをクリアし家族みんなでお金の仕組みを学びましょう！

日時 2023年

①11/23 (木祝) ②12/ 2 (土) ③12/ 3 (日)

④12/16 (土) ⑤12/24 (日)

全日程 9:30～11:30 ※ご希望の日時の枠でお申込みください。

対象 小学1年生～6年生と保護者様1名以上
※必ず保護者様同伴でご参加ください。

↓お申込はこちら↓



場所 東浦町勤労福祉会館・研修室1 (2階)
住所：東浦町石浜岐路28-2 (駐車場あり)
(レンガの建物になります)

定員 各日3組程度
※毎回各市町村で多数のお申込をいただきます。
キャンセル待ちやご参加日程調整をお願いする
場合があります。

講師 ライフパートナー 増田達也

- ① 必ず保護者の方がお申込手続きを行ってください
- ① お申込後にメールをお送りします。迷惑メールフォルダに受信される場合もありますので確認をお願いします

【お問い合わせ】 東京海上日動あんしん生命保険(株) 名古屋中央第一支社
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-20-19 4F ☎:052-209-5628 ☎:090-7144-5661 担当：増田達也
※ライフパートナーは、東京海上日動あんしん生命の生保営業社員です。

当社は、お客様からご提供いただいた個人情報をこれに付帯・関連するサービスの提供に必要な範囲内で利用します。
その他の目的に利用することはありません。2303-KL08-S0175

令和5年9月21日

東浦町教育委員会 御中

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

取締役社長 川本 哲文

担当者 増田 達也

金融教育カードゲーム「マネークエスト」のチラシ配の依頼について

1 日時

令和5年11月23日（木祝）～12月24日（土）の計5日間

（開始時間はいずれの日程も午前9時30分～午前11時30分）

2 場所

東浦町勤労福祉会館（研修室1）

3 配布先

森岡小学校、緒川小学校、卯ノ里小学校、片葩小学校、石浜西小学校

生路小学校、藤江小学校

4 その他

詳細につきましては、本状添付のチラシをご覧ください。

※本件の問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 増田達也（090-7144-5661）

2023年7月に知多市で開催した様子です。



2023年8月に東海市で開催した様子です。



令和5年9・10月 教育長報告

(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
9 月 28 日（木）	学校訪問（東浦中学校）
9 月 29 日（金）	教務主任会議
9 月 30 日（土）	北中フェスタ
10 月 1 日（日）	町芸能祭
10 月 2 日（月）	辞令交付式
10 月 4 日（水）	知多地方教育事務協議会・研修会
10 月 5 日（木）	戦没者追悼式
10 月 6 日（金）	知多地方教育研究会（総合部会）
10 月 7 日（土）	防災講演会
10 月 11 日（水）	地域クラブ会議
10 月 12 日（木）	教頭会議
10 月 13 日（金）	五町教育長会
10 月 15 日（日）	森岡小学校・区民合同運動会
10 月 16 日（月）	全国大会激励会 校長面談（生路小学校・西部中学校）
10 月 17 日（火）	行政経営会議 第10回教育委員会定例会 東浦町教育懇談会

令和 5 年
第 3 回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者（質問順位 2）間瀬 元明 議員

2. すべての子どもが通える学校へ

令和 3 年度の小中学校における不登校児童生徒数が 24 万人を超え、前年度の 19 万 6 千人をはるかに上回り過去最高であると令和 4 年 10 月、文部科学省が発表しました。

コロナ禍で、さまざまな制限や学校行事の中止など、生活リズムが崩れて休むことへの抵抗感が薄れたり、活動制限が続いて交友関係が築けないことで登校意欲が低下したりしていることが、不登校の急増につながっていると考えられます。

不登校が社会問題となる中、平成 28 年に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）が制定されました。すべての子どもが安心して通える学校づくりの大切さ、すべての子どもが安心して通える場となることを諦めてはいけな

いと思いますが、現状では、学校に通えない子も含めて、すべての子どもが一人一人毎日を幸せにおくってほしい、どの子も未来への希望を諦めないでほしい、そのために学校や行政、私たち大人はできる限りのことをしなければならないと思っています。そこで、以下の点について、質問します。

- （1）不登校の定義は、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由などによる者を除いたものではありませんが、本町における近年の不登校の児童・生徒数、増減状況を伺います。また、近隣市町の状況を伺います。
- （2）本町における不登校児童・生徒への対応を伺います。
- （3）教育機会確保法は平成 29 年 2 月に施行された不登校の児童生徒が教育機会を損なわないことを目的とした法律ですが、本町の不登校の子ども
- の居場所について伺います。
- （4）令和元年 10 月 25 日付け「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、不登校児童・生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心
- 的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置づけることが必要と示されています。これに対する本町の現状と今後の方針を伺います。
- （5）文部科学省同通知内に児童・生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応も示されております。これに関する現状と今後の方針を伺います。
- （6）文部科学省同通知において、児童・生徒理解・支援シートを活用した組織的、計画的支援といった具体的方法が示されています。この方法も含めた児童・生徒情報の取り扱いについて、現状と今後の方針を伺います。

【回答】（１）の「本町における近年の不登校児童・生徒数、増減状況」についてですが、令和元年度は、小学校 45 名、中学校 60 名、令和 2 年度は、小学校 51 名、中学校 49 名、令和 3 年度は、小学校 41 名、中学校 92 名、令和 4 年度は、小学校 76 名、中学校 94 名となっていて、増加傾向にあります。また近隣市町の状況ですが、知多管内の不登校児童・生徒数を調査すると、令和元年度は、小学校 355 名、中学校 862 名、令和 2 年度は、小学校 423 名、中学校 877 名、令和 3 年度は、小学校 508 名、中学校 1,142 名と増加していることから、本町と同様の傾向が伺えます。なお、令和 4 年度の調査結果は、現時点で公表されておりません。

次に（２）の「本町における不登校児童・生徒への対応」についてですが、担任による電話連絡やタブレット端末でのオンライン交流、家庭訪問を行い、継続的な指導・支援を行っています。短時間でも学校へ登校できる児童生徒は、時間を決めて登校し、授業を受けたり、教師や児童生徒同士で交流したりしています。教室に入ることができない児童生徒については、別室にて教師や心の健康相談員による教育相談、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うこともあります。東浦町教育委員会においてもこどもと親の相談員を配置し、不登校児童・生徒、保護者が相談を受けられる体制を整えています。

また、ふれあい教室を設置し、学校と連携した不登校児童・生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行っています。

次に（３）の「本町の不登校の子どもの居場所」についてですが、前述した学校での別室登校やふれあい教室への登校を紹介しています。家から出られない児童・生徒については、教師による家庭訪問やタブレット端末でのオンライン交流などを通して信頼関係の構築に努めています。また、学校やふれあい教室には登校できず、日中の時間帯に不登校の児童・生徒が学習をしたり、興味のあることに取り組んだりできる居場所として民間のフリースクールを希望される場合があります。現在、町内において小中学校と民間のフリースクールを併用している児童・生徒については報告を受けておりませんが、必要に応じて連携を進めていきます。

次に（４）の「不登校児童・生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員の明確な位置づけ」についてですが、町内すべての小中学校において、校務分掌の中に不登校対応の教師が位置付けられております。この教師を中心として、不登校対策委員会を開催し、不登校児童・生徒に関わる教職員から現状の報告を受けたり、

今後の対応について協議したりしています。今後の方針につきましては、不登校対策委員会において、計画、実行、評価、改善の4つのプロセスで、児童・生徒に寄り添った指導・支援を継続していきます。

次に(5)の「児童・生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応」についてですが、不登校を理由とした学級替えの報告は受けておりません。転校については、児童・生徒や保護者との対話を重ね、不登校の未然防止や解消において最も有効な対応と判断され、町内での保護者の送迎による区域外通学を許可するケースがありました。今後の方針につきましては、不登校の未然防止や解消のための学級替えや転校等の対応においては児童・生徒が不登校になった原因や不登校が続く理由を分析し、これらの対応が最善なのかを学校と教育委員会で見極めていく必要があると考えます。

次に(6)の「児童・生徒理解・支援シートを活用した組織的、計画的支援といった具体的方法、児童・生徒情報の取扱い」についてですが、前述しました不登校対策委員会において児童・生徒理解・支援シートを基に観点ごとに情報共有や意見交換をしております。児童・生徒理解・支援シートは文部科学省の様式を参考にしたり、各学校で工夫をしたりしてシートを作成しています。定められた書式を活用することで、組織的に計画的な支援を進めております。今後の方針につきましては、児童・生徒理解・支援シートの書式について適宜見直しを行いながら継続的な支援を行っていきます。

質問者（質問順位 4） 森 靖広 議員

1. スポーツによる地域活性の取り組みについて

スポーツ庁より令和 4 年 3 月 25 日に第 3 期「スポーツ基本計画」が策定され同年 4 月からスタートしました。スポーツ基本計画では、スポーツによる「地域活性化」「まちづくり」などが、重要点として取り組むべき国の施策として位置付けられた。

また、2026 年には第 20 回アジア競技大会が愛知県で開催予定、今年は、ワールドベースボールクラシック、女子サッカーワールドカップ、世界陸上ブダペスト大会、ラグビーワールドカップフランス大会、自転車世界選手権、他、スポーツの盛り上がりで国民の熱狂は凄まじいと感じています。この東浦町からも世界で活躍する選手が出ることを夢見ながら、以下について質問します。

（1）基本計画の中で重要となる町内の屋外スポーツ施設の状況、また、酷暑時の対応について伺います。

ア. 町内の屋外スポーツ施設の令和 2 年、3 年、4 年の稼働状況を伺います。

イ. 町内の屋外スポーツ施設の衛生環境及びインフラ設備での令和 2 年、3 年、4 年で住民から苦情や不具合の件数と内容を伺います。

ウ. 町内の屋外スポーツ施設の維持管理は誰がどのように行っているか伺います。

エ. 町内の屋外スポーツ施設の暑さ指数（WBGT）基準を超えた際、当日の対応方法について伺います。

オ. 町内の屋外スポーツ施設の暑さ指数（WBGT）基準を超えた際、暑熱対策が取れる準備や工夫をしているか伺います。

（2）アウトドアスポーツ推進宣言について

スポーツ庁ではスポーツによる地域活性化に取り組んでいますが、これからの重要テーマとして、「アウトドアスポーツを推進」していくとあります。アウトドアスポーツを推進していくことは、次の 3 つの観点で、スポーツの枠を超えて人々や社会に様々な好影響を与えるものと考えています。1 つ目は「アウトドアスポーツは豊かな時間をもたらす」、2 つ目は「地域を元気にする」、3 つ目は「地域と世界がつながる」という観点で以下について質問します。

ア. 今までアウトドアスポーツ推進宣言を受けて本町で実施又は検討した事例はあるか伺います。

イ. 町内の特性を活かした取り組みで民間団体から過去実施依頼はあったか伺います。

ウ. 本町、民間企業、観光協会と連携しスポーツ・文化活動を通じアウトドアスポーツを推進する考えはないか伺います。

【回答】(1)「町内の屋外スポーツ施設の状況、また、酷暑時の対応について」のア、「町内の屋外スポーツ施設の令和2年、3年、4年の稼働状況について」ですが、スポーツ課所管8か所の施設の各年度の稼働率を令和2年度、令和3年度、令和4年度の順でお答えいたします。なお、稼働率については、施設を1日に1名でも利用した日を、利用可能日の総数で除して算定しています。

メディアスひがしうら第1グラウンドは、令和2年度90.5パーセント、令和3年度89.4パーセント、令和4年度91.5パーセント。

メディアスひがしうら第2グラウンドは、令和2年度92.2パーセント、令和3年度94.1パーセント、令和4年度90.5パーセント。

メディアスひがしうらテニスコートは、令和2年度99.3パーセント、令和3年度97.5パーセント、令和4年度99.2パーセント。

岡田川テニス場は、令和2年度70.3パーセント、令和3年度75.7パーセント、令和4年度83.2パーセント。

北部グラウンドは、令和2年度94.3パーセント、令和3年度96.9パーセント、令和4年度95.8パーセント。

西部グラウンドは、令和2年度27.4パーセント、令和3年度31.8パーセント、令和4年度30.3パーセント。

南部グラウンドは、令和2年度29.7パーセント、令和3年度33.3パーセント、令和4年度32.2パーセント。

みどり浜緑地多目的広場は、令和2年度30.6パーセント、令和3年度32.9パーセント、令和4年度39.9パーセントとなっています。

次に、イの「施設の衛生環境及びインフラ設備での苦情や不具合の件数と内容について」ですが、苦情・意見・要望につきましては、スポーツ課に寄せられたものを、施設不具合については、業者による修繕等で対応した件数と内容をお答えいたします。

苦情等につきましては、令和2年度1件、令和3年度2件、令和4年度3件の合計6件がありました。主なものは、令和2年度、令和3年度に文化広場テニスコートの夜間利用の際、照明が暗くボールが見えない、照明のないEコートへの照明設置希望の内容でした。なお、A面からD面の4面の既存の照明については、令和3年度スポーツ振興くじ助成金を受け、LED化工事を実施し、適切な環境整備を図っています。

令和4年度の内容は、西部グラウンドトイレの汚れが激しいが2件、みどり浜緑地にシャワー室が無く利用しづらいの合計3件でした。なお、西部グラウンドのトイレは、令和4年度に壁面等の塗装を行っています。

また、施設不具合件数は、令和2年度はメディアスひがしうら第1グラウンド水道管布設替修繕始め14件、令和3年度はメディアスひがしうら第1グ

ラウンド駐車場法面緑化整備修繕始め 12 件、令和 4 年度はメディアスひがしうら第 1 グラウンド防球ネット取替修繕始め 17 件を実施するなど、限られた予算のなか、優先順位をつけ、助成金等の財源確保に努めながら、施設整備を行っています。

次に、ウの「施設の維持管理の実施方法について」ですが、所管施設は、スポーツ課会計年度任用職員職員である体育施設維持管理員が、施設安全確認点検表により毎週月曜日に点検をし、危険箇所の把握をしています。チェックリストに記載のあるバックネット、防球ネット、夜間照明灯等については、全体を目視と打診等により点検し、ほかに排水溝、植栽、駐車場、水道施設等を見回り、その点検報告を踏まえて不具合となる箇所の修繕を行っています。修繕については、職員等で対応できる範囲は自ら行い、それ以外は業者に委託しています。

次に、エの「屋外スポーツ施設の暑さ指数基準を超えた際、当日の対応方法について」ですが、名古屋地方気象台大府観測地点の暑さ指数が 31 以上または愛知県に熱中症警戒アラートが発表された場合は、連絡をいただいたうえで、熱中症予防を理由とした施設利用キャンセルを可能としています。また、屋外施設は職員が常駐していないため、利用時の注意事項として、適度な休憩や水分補給の注意喚起や熱中症警戒アラートが確認できる QR コード等を明記した掲示や町ホームページへ掲載などの方法で利用者へ周知しています。

次に、オの「屋外スポーツ施設の暑熱対策が取れる準備や工夫をしているかについて」ですが、暑熱対策には、直射日光の遮断や水分補給が行える環境整備等が有効と考えています。しかしながら、設備の設置には多大な費用が発生することから、既存の樹木を生かした木陰の確保や、自動販売機の設置など、創意工夫しながら安全管理に努めています。

次に、(2) の「アウトドアスポーツ推進宣言について」アの「本町で実施又は検討した事例はあるかについて」ですが、アウトドアスポーツは、自然と一体となる爽快感、地域の自然環境を活かしながら実施できることが特長で、気軽に始められるスポーツと認識しています。本町の実施状況としましては、屋外で誰でも簡単に組み入れるノルディックウォーキングを町のマイプロデュース講座で、地域の指導者により 9 月から 10 月までの 5 回にわたり、森岡コミュニティセンターで開催しています。今後は、住民が自発的にアウトドアスポーツを実施し、また、参加者が増える等、活動の機運が高まるとよいと考えています。

次に、イの「町内の特性を活かした取り組みで民間団体から過去実施依頼はあったか」と、ウの「本町、民間企業、観光協会と連携しスポーツ・文化活動を通じアウトドアスポーツを推進する考えはないかについて」は関連がありますので、併せてお答えします。

国は、スポーツによる地域活性化の取組に向け、地域の自然・文化環境をスポーツに活用し、その魅力を広く発信していくことは、地域を訪れ、文化・スポーツを楽しむ人々の増加が期待でき、スポーツ・文化・観光の効果があると示しています。

本町におきましても、今のところ民間団体からの具体的な実施依頼はなく、また、民間企業、観光協会とのアウトドアスポーツの実施予定はありませんが、より一層の魅力あるまちづくりのため、既存の発想にとらわれず、新たなアウトドアスポーツの実施に向け、関係機関と連携・協力して、検討してまいりたいと考えています。

質問者（質問順位 7） 前田 明弘 議員

1. 大規模スポーツ施設の在り方と町おこしについて

第20回アジア大会が2026年愛知県、名古屋市等を中心に9月19日（土）～10月4日（日）に開催される。参加国は45か国15,000人の選手役員が参加して競技が行われる。メイン会場であり開閉会式にも利用される名古屋市瑞穂公園陸上競技場も現在計画的に工事が行われている。2026年3月末に完成予定である。新競技場の3階コンコースと山崎川をはさんだレクリエーション広場の間にフラットな8の字回遊路が形成される。観客席は約30,000席、建築面積は約26,100平方メートルであり延床面積は約63,500平方メートル、地上6階建てで高さ31メートルの巨大なスタジアムである。またここには3ヶ所の児童園がリニューアルされるほかスケートボードなどを楽しめるアーバンスポーツ広場等も設けられる。

さて、知多半島の5市5町のスポーツ施設の現状として大府市は企業から譲り受け新しく設置した野球場。地元大学との連携で市民も利用している陸上競技場。阿久比町はスポーツ村のナイター設備のある400m陸上競技場。アジア大会に向けてサッカーの練習場所として参加国に対して誘致を現在行いつつ芝生の張替えや将来に向けて競技場の舗装材の張替えが予定されていると聞いている。半田市にはサッカーの多目的グラウンド、テニスコート、日本陸上競技連盟第3種公認の陸上競技場。知多市には体育館に併設する陸上競技場や野球場等。また、美浜町には陸上競技場を含む総合グラウンド。県内外の高等学校、大学、実業団の数々の団体が知多半島で合宿等を予定している。スポーツは地域にもたらす効果が大きく町おこしの一面もある。そこで次の事柄について伺う。

- （1）本町のスポーツ振興のための施設の在り方について今後のビジョンは。
- （2）スポーツ施設の老朽化や不便さについての利用者からの課題等を把握しているか伺う。
- （3）学校体育施設を含む既存のスポーツ施設やオープンスペースを利用し、よりスポーツ振興を図る考えについて伺う。
- （4）障害者に対するスポーツ施設への対応について伺う。
- （5）町内のスポーツ施設等の安全対策について伺う。

【回答】（1）「本町のスポーツ施設の在り方、今後のビジョンについて」ですが、スポーツは気分転換や楽しみ、元気の回復だけでなく、国民全体でスポーツに親しみ、スポーツに参画する習慣づくりを広げていくことは、健康寿命の延伸に寄与するという社会的な便益をもたらすものとして、強く期待されているところです。

しかしながら、スポーツの価値が高まる中、その基盤である全国の公共ス

ポーツ施設については老朽化や財政負担、人口減少により安全な施設の維持管理が困難になり、施設数が減少することが想定されています。

本町においても、急激に進行する人口減少や少子高齢化により社会構造や住民からのニーズが変化していることに加え、施設の老朽化や財政負担等により現状施設の維持が困難となることが想定されるため、将来にわたり持続可能な公共施設にするために町内施設の集約化や複合化が議論されており、公共スポーツ施設でも学校施設などとの複合ができないかの検討が行われています。

また、本町は、知多5市5町との公共施設の相互利用に係る協定や刈谷市との定住自立圏の形成に関する協定の締結により、各市町の住民と同じ金額で当該市町のスポーツ施設利用が可能とすることができます。

そのため、大規模スポーツ施設の建設については、検討することに至っていませんが、住民がいつでも気軽にスポーツに親しめるような機会を創出するために、施設の建設に限らず、住民の身近で持続可能なスポーツ環境の確保や、スポーツを通じての地域連携、地域コミュニティの核の形成を目指してまいります。

次に（２）「施設の老朽化や不便さの利用者からの課題等について」ですが、町内のスポーツ施設は、建築から概ね30年から40年が経過しており、設備及び備品等の老朽化がみられるため、計画的な維持修繕を優先して行い、不便さの解消に努めています。

利用者からの課題としましては、メディアス体育館ひがしうらのアリーナ、小体育室、柔剣道場にエアコン設置についての声を多くいただいております。現在のところ設置の予定はありませんが、今後、設置場所や建築費用及び付帯費用、利用料金の算出や利用ニーズの把握、他市町での使用頻度等を調査し、検討してまいります。

次に（３）「学校体育施設を含む既存の施設やオープンスペースを利用し、よりスポーツ振興を図る考えについて」ですが、各小中学校の体育館や運動場においては住民の健康の保持増進、体力の向上を図るため、スポーツ活動の場として学校教育に支障のない範囲で有効活用のため開放してきましたが、そのほかの施設やオープンスペースでのスポーツ事業は、安全性の確保に配慮したうえで実施しています。

既存施設やオープンスペースを利用したスポーツは新たな建設費用がかからないことはメリットですが、施設本来の機能を損ねたり、利用者の安全性が確保できるよう十分な検証が必要であると考えています。まずは、既存のスポーツ施設を最大限活用していくことを基本としつつ、住民のニーズを把握することで、より一層のスポーツの機会創出に向け、取り組んでまい

ります。

次に（４）「障害者に対するスポーツ施設への対応について」ですが、国は、平成 23 年 8 月に施行された「スポーツ基本法」において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。町内のスポーツ施設等は、概ね駐車場、スロープ、多目的トイレを備え、障がいがある方もご利用いただける施設となっており、体操や卓球等のスポーツに取り組んでおられる方もお見えになります。

しかしながら、国が行った令和 4 年 12 月のスポーツの実施状況等に関する世論調査の週 1 回以上のスポーツ実施率は、成人が 52.3 パーセントに対し、障がい者は 30.9 パーセントであるなど、障がい者の割合が低くなっているため、本町においても同様の傾向ととらえています。

今後も、施設改修等の際には、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化や、誰もが気軽にスポーツに参画できる環境整備を図り、スポーツ実施率の増加につなげていきたいと考えています。

次に（５）の「スポーツ施設等の安全対策について」ですが、全国の体育館やグラウンド設備不良による痛ましい事故が発生する状況を考えると、その状況を改善する対策が急務であり、利用者等の安全を確保するため、利用人数や、施設利用条件の変更など、ソフト面での対策を組み合わせつつ、設備の破損等がないよう安全対策を計画的に実施する必要があります。

例えば、北部グラウンドでの野球利用について、少年野球に限り半面毎の 2 面での利用を認めておりましたが、利用者から相手面からの打球が飛び込むことが頻繁であり、自チームの選手に直撃したり、相手面の利用者と衝突してけがをする可能性があることや、グラウンドの防球ネットが低く、打球がグラウンド外に出てしまうなどの声が寄せられていました。

このような状況の中で、令和 5 年 9 月の利用から少年野球についても全面での利用に変更いたしました。

また、設備につきましても、危険がないかを職員による点検や、維持修繕を計画的に行い、安全対策を継続していきたいと考えています。

2. 児童生徒の食物アレルギー対応の取り組みについて

2023 年 6 月 29 日（木）13 時から愛知県議会の常任委員会が開催され教育スポーツ委員会を傍聴した。その中で保健体育担当課長から食物アレルギーの現状と取り組みで小中学校の児童・生徒が著しく多いことが説明された。翌日の 6 月 30 日（金）の朝日新聞の第 1 面には食物アレルギーのある児童生徒が全国の公立小中高校に

約 52 万 7 千人いることが掲載されていた。2013 年の前回調査から約 12 万人増えたとの記事であった。そこで、次の事柄について伺う。

- (1) 本町の食物アレルギーの基本的な考え方について伺う。
- (2) 教職員の食物アレルギーに関する基礎知識の研修・研鑽について伺う。
- (3) 学校生活上の留意点について伺う。
- (4) 激しいアレルギー症状である「アナフィラキシー」が発生した際の対応等、緊急時の対応について伺う。

【回答】(1) の「本町の食物アレルギーの基本的な考え方」についてですが、アレルギーの原因となる食品や症状は一人ひとり異なり、誤った対応は意識喪失や呼吸困難など重篤な症状に陥る場合があることから、医学的な根拠をもとに配慮や管理を必要とする児童生徒の症状などを正しく把握することで、学校給食での対応を適切に行い、学校給食を原因とする食物アレルギー症状及び重症化を防止し、調理場の業務の混乱を防ぎ効果的に学校給食を実施するため、平成 29 年度に「東浦町学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成し、運用しています。

その中で、1 つ目に食物アレルギーを有する児童生徒の健康と学校給食の安全性を最優先とし、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」と愛知県教育委員会の「学校における食物アレルギー対応の手引」を準用し、本町での取り組みについて整理する。2 つ目に食物アレルギー対応には、専門医の診断による「学校生活管理指導表」の提出をもって対応にあたる。3 つ目にアレルギー原因食品の除去食を原則とし、過度に複雑な対応は行わないことで、児童生徒の安全性を確保する。といった 3 点の基本指針により取り組んでいます。

次に、(2) の「教職員の食物アレルギーに関する基礎知識の研修・研鑽」についてですが、すべての教職員が食物アレルギーについての理解を深めることが大切だと考えており、各学校において、毎年年度当初に全教職員を対象としたアナフィラキシー補助治療剤であるエピペンの使い方やアレルギーに関する基礎知識等の研修を行っています。

次に、(3) の「学校生活上の留意点」についてですが、1 つ目に安全を第一に考えた給食の提供です。本町では毎月の献立表で食材を明確にすることは勿論のこと、どのメニューにどんなアレルギー特定原材料等が含まれるかを一覧表に整理した詳細な献立表を事前にホームページで公表するなど、誤食によるアレルギー事故を起こさないよう細心の注意を払って給食を提供しています。2 つ目に食物アレルギーは学校で初発することも珍しくないため、すべての児童生徒に起こりうるものと認識することです。

3つ目に食物アレルギーは、食物や食材を扱う授業や活動・運動時に誘発されることもあり、給食現場・教室内だけで起こるとは限らないということです。これら3点が学校生活においての、主な留意点だと考えています。

次に（4）の「激しいアレルギー症状である『アナフィラキシー』が発生した際の対応」についてですが、アナフィラキシーの発症は、場合によっては生命にかかわることがあります。

過去にアナフィラキシーを起こしたことのある児童生徒については特に注意が必要で、反応が出た場合に備えて「緊急時個別対応マニュアル」を作成し、全教職員で情報共有をしており、これに沿って対応することになります。激しいアレルギー症状であるアナフィラキシーの中でも血圧低下や意識障害等が疑われる場合は、エピペンを使用し救急車の要請を行うこととなっています。

東浦町地域学校協働本部設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 5 条第 2 項に規定する地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を円滑かつ効果的に実施するための地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、東浦町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校区（以下「学校区」という。）に協働本部を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 協働本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協働活動に係る計画の策定に関すること。
- (2) 協働活動を推進するための体制整備に関すること。
- (3) 協働活動への地域住民等の参画の促進及び活動の質の向上のための理解促進活動に関すること。
- (4) 学校運営協議会における教育活動支援等の協議に基づいた学校の要望に応じて行う活動に関すること。
- (5) 協働活動の評価に関すること。
- (6) その他協働本部が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協働本部は、協働本部の目的に賛同し、協働活動を行うことができる者で組織する。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、協働本部の設置及び運営に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 27 日から施行する。

報告第 19 号

東浦町地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 9 条の 7 第 1 項の規定に基づき東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 教育委員会は、東浦町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置く。

(定数)

第 3 条 推進員の定数は、学校区につき 2 名以内とする。

(推進員の任期)

第 4 条 推進員の任期は、法第 9 条の 7 第 1 項の規定による委嘱を受けた日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(活動内容)

第 5 条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域及び学校の教育活動に係る支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) 地域の教育課題等についての情報交換、研究、協議等に関する活動
- (5) その他教育委員会が必要と認める活動

(報償費)

第 6 条 推進員の報償費は、月額 5,000 円とする。ただし、月の活動時間が 5 時間未満の推進員にあっては、当該月の報償費は、活動 1 時間当たり 1,000 円を乗じて得た額とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 27 日から施行する。

令和5年度 学校教育課報告

令和5年10月

児童生徒数(10月1日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	5	39	5	35	2	22	4	25	4	26	1	23	21	170
	女	0	27	2	33	3	32	2	27	1	33	1	33	9	185
	計	5	66	7	68	5	54	6	52	5	59	2	56	30	355
生路小学校	男	0	29	2	25	0	27	2	26	1	30	1	20	6	157
	女	0	24	1	31	1	37	0	25	1	22	1	28	4	167
	計	0	53	3	56	1	64	2	51	2	52	2	48	10	324
片葩小学校	男	0	18	2	27	2	37	0	35	1	34	0	45	5	196
	女	0	27	0	26	0	35	2	32	0	31	1	31	3	182
	計	0	45	2	53	2	72	2	67	1	65	1	76	8	378
石浜西小学校	男	3	34	3	38	2	45	1	45	1	45	3	39	13	246
	女	1	36	1	31	1	37	0	31	0	45	2	34	5	214
	計	4	70	4	69	3	82	1	76	1	90	5	73	18	460
緒川小学校	男	0	54	2	42	2	39	0	24	3	53	3	53	10	265
	女	0	35	1	46	1	51	0	39	2	55	0	32	4	258
	計	0	89	3	88	3	90	0	63	5	108	3	85	14	523
卯ノ里小学校	男	3	29	2	21	2	32	3	24	2	23	2	16	14	145
	女	1	26	2	28	1	15	0	28	0	17	0	26	4	140
	計	4	55	4	49	3	47	3	52	2	40	2	42	18	285
森岡小学校	男	0	31	3	34	1	38	2	39	4	48	1	36	11	226
	女	0	42	1	37	2	47	1	23	0	30	1	40	5	219
	計	0	73	4	71	3	85	3	62	4	78	2	76	16	445
小学校計	男	11	234	19	222	11	240	12	218	16	259	11	232	80	1,405
	女	2	217	8	232	9	254	5	205	4	233	6	224	34	1,365
	計	13	451	27	454	20	494	17	423	20	492	17	456	114	2,770
東浦中学校	男	1	128	8	133	4	132							13	393
	女	3	130	4	151	2	119							9	400
	計	4	258	12	284	6	251							22	793
北部中学校	男	4	69	1	83	3	69							8	221
	女	1	91	1	76	1	81							3	248
	計	5	160	2	159	4	150							11	469
西部中学校	男	2	31	0	28	1	27							3	86
	女	0	22	1	30	1	26							2	78
	計	2	53	1	58	2	53							5	164
中学校計	男	7	228	9	244	8	228							24	700
	女	4	243	6	257	4	226							14	726
	計	11	471	15	501	12	454							38	1,426

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	9 月		8 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	21	0	21
生 路 小 学 校	0	19	0	19
片 葩 小 学 校	0	21	0	21
石 浜 西 小 学 校	1	102	1	101
緒 川 小 学 校	0	36	0	36
卯ノ里小 学 校	0	29	0	29
森 岡 小 学 校	0	31	0	31
小 学 校 計	1	259	1	258
東 浦 中 学 校	0	81	0	80
北 部 中 学 校	0	42	0	42
西 部 中 学 校	0	16	0	16
中 学 校 計	0	139	0	138
総 計	1	398	1	396

長期欠席者数

(人)

学 校 名	9 月	8 月
藤 江 小 学 校	3	0
生 路 小 学 校	3	0
片 葩 小 学 校	4	0
石 浜 西 小 学 校	11	0
緒 川 小 学 校	1	0
卯ノ里小 学 校	0	0
森 岡 小 学 校	1	0
小 学 校 計	23	0
東 浦 中 学 校	21	0
北 部 中 学 校	20	0
西 部 中 学 校	4	0
中 学 校 計	45	0
総 計	68	0

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	9 月	8 月
藤 江 小 学 校	0	0
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	0	0
石 浜 西 小 学 校	1	0
緒 川 小 学 校	3	0
卯ノ里小 学 校	0	0
森 岡 小 学 校	0	0
小 学 校 計	4	0
東 浦 中 学 校	1	0
北 部 中 学 校	1	0
西 部 中 学 校	3	0
中 学 校 計	5	0
総 計	9	0

その他

・特になし

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
 - ・新入学学用品費(新小中1年)
 - ・給食費
 - ・林間学校費(小5、中2)
 - ・修学旅行費(小6、中3)
 - ・卒業アルバム代等
- ※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和5年11月)

	曜日	行事名等	備考
1	水	修学旅行(生路小)	
2	木		知教協幹事会(13:30～)
3	金	文化の日	
4	土		
5	日		
6	月		第2回給食センター運営委員会
7	火		
8	水		県内町村教育長会
9	木		県内町村教育長会
10	金		
11	土		産業まつり
12	日		産業まつり
13	月		教育委員会定例会(9:30～)
14	火		
15	水		町教育支援委員会(13:00～)
16	木		
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火		いじめ問題対策連絡協議会(14:00～)
22	水		
23	木	勤労感謝の日	
24	金		
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水		
30	木		

令和5年度
11月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

19回		献立名		備考
日	曜			
1	水	ご飯 牛乳	ぶり三河みりん焼き ひきずり れんこんとキャベツの卵なしマヨがらめ	
2	木	麦ご飯 牛乳	米粉ハヤシライス 鶏肉のハーブ焼き コーンサラダ	
6	月	ご飯 牛乳	あじフリッター 肉じゃが ごぼうのピリ辛炒め	
7	火	ご飯 牛乳	けんちん信田のさっぱりあんかけ 豚汁 野菜のアーモンド和え	
8	水	麦ご飯	揚げぎょうざ 八宝菜 ひじきの中華あえ	立冬
9	木	ご飯 牛乳	ホキのおろしソースかけ 豚肉と大根の煮物 みそきんぴら	
10	金	ソフトめん 牛乳	和風汁かけ はんぺんの磯辺揚げ りんご	
13	月	ご飯 牛乳	さつまいもコロケ 切干し大根の炒め煮 とり団子汁	
14	火	ミルクロールパン 牛乳	オムレツのリンゴソースかけ チリコンカン 海藻サラダ	
15	水	ご飯 牛乳	子持ちししゃもフライのレモンソースかけ 卵の花の炒り煮 のっぺい汁	
16	木	麦ご飯 牛乳	きのこ入り米粉カレー 焼きウインナー みかん	
17	金	ご飯 牛乳	愛知の野菜春巻き 生揚げの中華煮 野菜のしそひじきあえ	食育の日
20	月	麦ご飯 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) 白菜と春雨のスープ ヨーグルト	
21	火	ご飯 牛乳	まぐろと大豆の甘辛 焼き肉風炒め 豆腐のすまし汁	
22	水	玄米入りご飯 牛乳	さばの八丁みそ煮 豆と野菜の旨煮 ほうれん草のごまあえ	
27	月	ご飯 牛乳	照り焼きハンバーグ 野菜としらすのあえ物 さつまい	
28	火	ご飯 牛乳	ホキフライの黒酢あんかけ マーボー豆腐 野菜のナムル	
29	水	くろロールパン 牛乳	白菜のクリームシチュー ウインナーと野菜のソテー アップルポンチ	
30	木	ご飯 牛乳	メンチカツ 煮みそ キャベツのゆかりあえ	

令和5年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

10月 事業報告

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・15日（日）ミュージックフェスティバルプレイベント（イオン）
 - ・文化センター プログラミング講座、美味しい英会話、はじめてのアロマ教室
ノルディックウォーキング、童謡・唱歌を歌いましょう
フラダンスを楽しもう、自他を生かすコミュニケーション講座
 - ・地区コミセン 初心者バレトン教室（卯ノ里）、初心者ヨガ教室（石浜）
秋のミニ額づくり教室（森岡）
- 2 図書館事業
 - ・14日（土）よむらびコンサート ～フルートカルテット～
 - ・21日（土）ハッピーハロウィン！仮装おはなし会
 - ・28日（土）作家 越尾圭さんからの挑戦状「犯人はだれだ！？」
- 3 郷土資料館事業
 - ・干支・ランプシェード作り教室、四季の陶芸教室
 - ・21日（土）～12/3日（日） 秋の企画展「伝統の美ー受け継がれた屋形展ー」

11月 事業計画

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・5日（日）ミュージックフェスティバル
 - ・文化センター おいしいスイーツ作り講座、オリジナル御朱印帳を作ろう！
フラダンスを楽しもう、自他を生かすコミュニケーション講座
 - ・地区コミセン アレンジフラワー教室（生路）
ビューティーウォーキング教室（藤江）
- 2 図書館事業
 - ・11日（土）本のリサイクルフェア
 - ・18日（土）大人向けDVD上映会『老後の資金がありません』
 - ・23日（木）於大公園 de 図書館
- 3 郷土資料館事業
 - ・干支・ランプシェード作り教室、四季の陶芸教室、古文書教室（秋）
 - ・12/3日（日）まで 秋の企画展「伝統の美ー受け継がれた屋形展ー」

令和5年度スポーツ課事業報告・事業計画

10月事業報告

- 1 スポーツ教室
2日（月）子ども体操年少教室はじめ7教室
- 2 スポーツ推進委員会
3日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館研修室）
28日（土）第2回モルック交流会
- 3 生涯スポーツ振興
28日（土）スポーツイベント〔運動能力テスト〕（メディアス体育館ひがしうら）
- 4 第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
14日（土）、22日（日）、29日（日）代表選手練習会（あいち健康の森公園）
23日（月）第2回説明会（県自治センター）
- 5 ひがしうら地域クラブ
25日（水）第3回東浦町部活動の地域移行推進協議会（はなのき会館研修室）

11月事業計画

- 1 スポーツ推進委員会
7日（火）スポーツ推進委員定例会
11日（土）スポーツフェスタ東浦（産業まつり会場内・東浦中体育館）
25日（土）モルックチャレンジカップ（メディアスひがしうら第1グラウンド）
- 2 第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
4日（土）、19日（日）、26日（日）代表選手練習会（あいち健康の森公園）
12日（日）現地下見会（愛・地球博記念公園（モリコロパーク））
- 3 ひがしうら地域クラブ
19日（日）指導者養成講習会（はなのき会館研修室）
- 4 知多北地区スポーツ連絡協議会
8日（水）第2回理事会（大府市役所）